

平成30年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：大気環境課
 担当名：企画・監視担当
 内線：3057

(単位：千円)

番号	事業名				会計	款	項	目	説明事業
B26	大気汚染常時監視事業費				一般会計	総務費	環境費	公害対策費	青空再生推進費
事業期間	昭和42年度～	根拠法令	大気汚染防止法 保全条例	埼玉県環境基本条例	埼玉県生活環境	宣言項目	分野施策	051143 公害のない安全な地域環境の確保	
1 事業の概要 大気汚染防止法第22条に基づき大気汚染常時監視を実施するため、測定機や常時監視システムを適切に運用する。 また、光化学スモッグ注意報等の発令を行うとともに老朽化した測定機や局舎の更新等を行う。					5 事業説明 (1) 事業内容 ア 自動測定機等の整備 (通年) 自動測定機等の修繕及び更新、処分 101,406千円→90,099千円 イ 大気汚染状況の測定 (通年) 自動測定機等の保守、PM2.5の成分分析 99,737千円→91,077千円 ウ 大気汚染緊急時対策 (4月～9月) 注意報等の発令、光化学スモッグ発生予測等 3,400千円→3,120千円 エ システムの運用 (通年) 常時監視システムの運用 36,288千円 (2) 事業計画 ア 県が設置した46局において、耐用年数が超過した自動測定機等の更新を順次実施する。 更新台数 30年度末：39台、31年度末：36台、32年度末：39台、33年度末：17台、34年度末：31台 イ 平成27年度に再開発した常時監視システムを運用し、デジタル通信を順次進めていく。 ウ 自動測定機の保守や緊急時対策については、引き続き実施する。 (3) 事業効果 ア 常時監視の結果は、大気環境行政の基礎となるデータであり、施策の進捗状況を把握することができる。 イ 光化学オキシダントやPM2.5の濃度を監視し、注意喚起を行うことで、県民の健康被害を未然に防止する。				
2 事業主体及び負担区分 国設人間自排局の保守については (国10/10) その他は (県10/10)					(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 政令市等の測定結果は県が取りまとめ、国への報告や県民への情報提供を行っている。				
3 地方財政措置の状況 普通交付税 (包括算定経費) (区分) 企画費 (細目) 環境保全対策費 (細節) 環境保全対策費 (積算内容) 環境の監視調査・測定・分析、公害の規制等					(5) 補正予算の概要 ア 備品購入契約差金による減 △9,883千円 イ 委託契約差金による減 △6,884千円 ウ 節約による消耗品費等の減 △3,480千円				
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×3.0人=28,500千円									
予算額		財源内訳						一般財源	補正後の 予算額
決定額	△20,247	国庫支出金	県債					△17,247	220,584
現計額	240,831	2,973	20,000					217,858	